

令和7年組合議会2月定例会（令和7年2月14日）

上尾桶川伊奈衛生組合 議会会議録

上尾桶川伊奈衛生組合議会

令和7年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会2月定例会

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

議 事

2月14日（金）	○議事日程	3
	○出席議員	4
	○欠席議員	4
	○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	4
	○職務のため議場に出席した人	5
	○開会及び開議の宣告	6
	○会議録署名議員の指名	6
	○会期の決定	6
	○議事日程の報告	6
	○諸報告	6
	○管理者提出議案の報告及び上程	7
	○提出議案の説明	7
	○提出議案に対する質疑	16
	○衛生組合事務に対する一般質問	30
	○討 論	37
	○採 決	38
	○動議の提出	39
	○日程の追加	40
	○附帯決議	40
	○委員会提出議案の報告及び上程	41

○提出議案の説明	41
○提出議案に対する質疑	42
○討 論	43
○採 決	43
○閉会中の継続審査	43
○管理者の挨拶	43
○閉会の宣告	44

○ 招 集 告 示

上尾、桶川、伊奈衛生組合告示第1号

令和7年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会2月定例会を次のとおり招集する。

令和7年2月4日

上尾、桶川、伊奈衛生組合
管理者 小野克典

1 日 時 令和7年2月14日（金） 午前10時

2 場 所 上尾、桶川、伊奈衛生組合議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	細 谷 文 人 議 員	2 番	轟 信 一 議 員
3 番	藤 原 義 春 議 員	4 番	原 田 嘉 明 議 員
5 番	渡 辺 ま や 議 員	6 番	海老原 直 矢 議 員
7 番	近 本 あんな 議 員	8 番	斎 藤 哲 雄 議 員
9 番	江 森 誠 一 議 員	10 番	大 沢 淳 議 員
11 番	仲 又 清 美 議 員	12 番	前 島 る り 議 員

不応招議員（なし）

2 月 定 例 会

第 1 日

令和7年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会 2月定例会 第1日

令和7年2月14日（金曜日）

○議 事 日 程

- 第1 開 会
- 第2 開 議
- 第3 会議録署名議員の指名
- 第4 会期の決定
- 第5 諸 報 告
- 第6 管理者提出議案の報告及び上程
- 第7 提出議案の説明
- 第8 提出議案に対する質疑
- 第9 衛生組合事務に対する一般質問
- 第10 討 論
- 第11 採 決
- 第12 附帯決議
- 第13 委員会提出議案の報告及び上程
- 第14 提出議案の説明
- 第15 提出議案に対する質疑
- 第16 討 論
- 第17 採 決
- 第18 閉会中の継続審査
- 第19 閉 会

○出席議員（12名）

1番	細	谷	文	人	議員	
2番	轟		信	一	議員	
3番	藤	原	義	春	議員	
4番	原	田	嘉	明	議員	
5番	渡	辺	ま	や	議員	
6番	海	老	原	直	矢	議員
7番	近	本	あ	ん	な	議員
8番	斎	藤	哲	雄	議員	
9番	江	森	誠	一	議員	
10番	大	沢		淳	議員	
11番	仲	又	清	美	議員	
12番	前	島	る	り	議員	

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管理者	小	野	克	典	君
副管理者	畠	山		稔	君
副管理者	大	島		清	君
会計管理者	小	高		稔	君
組合事務局長	滝	瀬	利	二	君
組合副局長	大	野		優	君
組合事務局幹主	馬	場	将	樹	君
参与	藤	田		悟	君
参与	金	子	由	則	君
参与	久	木		正	君
参与	吉	川	貴	弘	君
参与	矢	代	雅	之	君

参 与 本 多 史 訓 君

○職務のため議場に出席した人

書 記 長 松 澤 義 章 君

書 記 杉 崎 達 宏 君

組合事務局
主 事 山 田 竜 矢 君

午前10時00分 開 会

△開会及び開議の宣告

○議長（斎藤哲雄議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和7年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会2月定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

△会議録署名議員の指名

○議長（斎藤哲雄議員） これより議事に入ります。

初めに、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、

4番 原 田 嘉 明 議員

11番 仲 又 清 美 議員

以上、2名を指名いたします。

△会期の決定

○議長（斎藤哲雄議員） 次に、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（斎藤哲雄議員） 御異議なしと認め、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

△議事日程の報告

○議長（斎藤哲雄議員） なお、本日の会議日程につきましては、お手元に配付しておきましたので、御了承願います。

△諸報告

○議長（斎藤哲雄議員） この際、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため管理者以下関係職員の出席を求めていますので、御了承願います。

次に、現金出納検査報告書につきましては、お手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

△管理者提出議案の報告及び上程

○議長（斎藤哲雄議員） 次に、本定例会に管理者から第1号議案から第6号議案までの議案6件の提出がありましたので、御報告いたします。

なお、議案はお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

△提出議案の説明

○議長（斎藤哲雄議員） 次に、本定例会に管理者から提出されました第1号議案から第6号議案までの議案6件を一括して議題といたします。

管理者から提出議案に対する説明を求めます。

小野管理者。

〔管理者 小野克典君 登壇〕

○管理者（小野克典君） おはようございます。

本日ここに、令和7年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会2月定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、御多用にもかかわらず御出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、本定例会におきまして御審議いただきます第1号議案から第6号議案につきまして、その内容を説明させていただきます。

初めに、第1号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を整理したいので、この案を提出するものでございます。

次に、第2号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合管理者及び副管理者の給与等に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、管理者、副管理者及び議会の議員の期末手当の支給割合を改定したいので、この案を提出するものでございます。

次に、第3号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告等に準じて職員の給料、期末手当及び勤勉手当の改定等をしたので、この案を提出するものでございます。

次に、第4号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法の一部改正に伴う改正及び引用条項等の整理をするため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

次に、第5号議案 令和6年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第2回）でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,721万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,520万6,000円としたいので、御提案を申し上げるものでございます。

最後に、第6号議案 令和7年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億8,807万5,000円とするものでございます。前年度より197万5,000円、率にして0.7%の増額となったところでございます。

予算編成に当たりましては、当組合は主たる財源が構成市町の負担金であることを十分に認識し、限られた経費の中で効率的な運営を目指し、継続して住民の皆様の環境衛生の維持に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上で私の説明を終了させていただきますが、詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、何とぞ慎重な御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（斎藤哲雄議員） 続いて、当局から細部説明を求めます。

滝瀬事務局長。

〔組合事務局長 滝瀬利二君 登壇〕

○組合事務局長（滝瀬利二君） おはようございます。

それでは、第1号議案から第6号議案につきまして、順次補足説明させていただきます。

第1号議案を御覧ください。

第1号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして、補足説明させていただきます。

提案理由といたしましては、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を整理したいので、この案を提出するものでございます。

改正の内容は、刑法等の一部を改正する法律において、受刑者の改善更生及び再犯防止を図るため、刑務作業や必要な指導を行うことができるよう、懲役及び禁錮の刑を一本化し、拘禁刑を創設する改正に伴いまして、条例中の懲役、禁錮の文言を拘禁刑に改正するものでございます。

当組合におきましては、4つの条例の改正を行うものでございます。初めに、改正条例第1条、上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例第17条の5及び17条の6において禁錮を拘禁刑に改め、次に、改正条例第2条、上尾、桶川、伊奈衛生組合管理者及び副管理者の給与等に関する条例第2条の2及び第2条の3において禁錮を拘禁刑に改め、次に、改正条例第3条、上尾、桶川、伊奈衛生組合行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例第9条において懲役を拘禁刑に改め、次に、改正条例第4条、上尾、桶川、伊奈衛生組合個人情報保護施行条例の附則第4条第4項及び第5項において懲役を拘禁刑に改めるものでございます。

続きまして、附則でございますが、第1項は、この条例は令和7年6月1日から施行するものでございます。

第2項は、この条例の施行前にした行為の処罰については従前の例によるものでございます。

第3項は、この条例の施行後にした行為に対し、他の条例が定める罰則の経過措置により懲役などの罰則が適用される場合でも、拘禁刑に処せられる者とするなどの経過措置について規定するものでございます。

次に、第4項は、拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めにより、なお従前の例によることなどとされる人の資格に関する法令の規定の適用につきましては、拘禁刑に処せられた者を禁錮に処せられた者とみなすなどの経過措置について規定するものでございます。

次に、第5項は、改正刑法並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪で起訴をされた者に係る、改正後の職員の給与に関する条例第17条の6第1項及び管理者及び副管理者の給与等に関する条例第2条の3第1項の規定の適用につきましては、拘禁刑が定められている罪で起訴された者とみなす経過措置について規定するものでございます。

以上で、第1号議案の説明を終わらせていただきます。

続きまして、第2号議案を御覧ください。

第2号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合管理者及び副管理者の給与等に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、補足説明させていただきます。

提案理由といたしましては、管理者、副管理者及び議会の議員の期末手当の支給割合を改定したいので、この案を提出するものでございます。

初めに、改正条例第1条及び第3条におきましては、期末手当の支給月数の改正を行うものでございまして、令和6年12月に支給する正副管理者及び議会議員の期末手当の支給月数を現行の100分の225から100分の235に、0.1月分引き上げるものでございます。

次に、第2条及び第4条におきましては、令和7年度から支給する期末手当の支給月数を平準化するため、100分の230に改めるものでございます。

続きまして、附則でございますが、第1項は、施行期日の規定となり公布の日から施行いたしますが、第2条及び第4条の規定につきましては、令和7年4月1日から適用するものでございます。

次に、第2項は、第1条及び第3条の規定による改正後の規定は、令和6年12月1日から適用するものでございます。

最後に、第3項は、この条例による令和6年12月1日以降に支払われた期末手当については、この条例による改正後の規定に基づいた期末手当の内払いとみなし、差額分を支給するものでございます。

以上で、第2号議案の説明を終わらせていただきます。

続きまして、第3号議案を御覧ください。

第3号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明させていただきます。

提案理由といたしましては、人事院勧告等に準じ、職員の給料、期末手当及び勤勉手当を改定をしたいので、この案を提出するものでございます。

初めに、改正条例第1条は、第17条の4 期末手当及び第17条の7 勤勉手当におきましては、期末手当の年間支給月数を現行の100分の122.5から100分の127.5に0.05月分引き上げ、次に、勤勉手当の年間支給月数を現行の100分の102.5から100分の107.5に0.05月分引き上げるものでございます。期末手当、勤勉手当を合わせまして総支給額は0.1月分の引上げでございます。また、定年前再任用短時間勤務職員につきましても、期末手当では100分の68.75から100分の71.25に0.025月分引き上げ、勤勉手当では100分の48.75から100分の51.25に0.025月分引き上げとなっております。

次に、第2条は、月例給の引上げでございます。公民格差を考慮しまして若年層に重点を置きつつ中高年層も含め、3ページ以降の表のように引上げ改定するものでございます。率にして、平均3%の引上げとなっております。

次に、第3条では、令和7年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数を平準化するものでございます。

続きまして、附則でございますが、第1項は施行期日の規定となり、この条例は公布の日から施行いたしますが、第3条の規定につきましては、令和7年4月1日から適用するものでござ

ございます。

次に、第2項は、第2条の規定による給料表の改正は、令和6年4月1日から適用するものでございます。

次に、第3項は、第1条の規定による期末・勤勉手当の改正は、令和6年12月1日から適用するものでございます。

最後に、第4項は、この条例による改正前に支給された令和6年4月1日以後に支払われた給与については、この条例による改正後の規定に基づいて支払われた給与の内払いとみなし、差額分を支給するものでございます。

以上で、第3号議案の説明を終わらせていただきます。

続きまして、第4号議案を御覧ください。

第4号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明させていただきます。

提案理由といたしましては、地方自治法の一部改正に伴う改正及び引用条項等の整理をするため所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

内容といたしましては、第5条におきまして、地方自治法の一部改正に伴う改正及び引用条項等の整理をするものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で、第4号議案の説明を終わらせていただきます。

続きまして、第5号議案を御覧ください。

第5号議案 令和6年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第2回）の補足説明をさせていただきます。

今回の補正は、年度末に当たり、歳入歳出について最終的な調整を行った結果に基づき、補正をお願いするものでございます。

1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,721万1,000円を減額し、歳入歳出をそれぞれ2億7,520万6,000円とするものでございます。

第2項において、補正の款項の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものといたしまして、2ページ、3ページに記載しておりますが、詳細につきましては6ページ以降の事項別明細書で御説明させていただきます。

8 ページを御覧ください。

歳入につきましては、3 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金におきまして、補正前の額2,000円、補正額1万円を増額いたしまして1万2,000円とするものでございます。こちらは、基金運用利子において財政調整基金の運用利子の増によるものでございます。

4 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金におきまして、補正前の額1,789万2,000円、補正額1,725万7,000円を減額いたしまして、63万5,000円とするものでございます。

次に、6 款諸収入、2 項雑入、2 目弁償金3万6,000円の増額でございますが、こちらは原子力発電所事故による汚泥等の放射能検査費用を東京電力ホールディングス株式会社から損害賠償金として新たに計上するものでございます。前年度分を今年度申請受理、請求するものでございます。

その結果、歳入におきまして、1,721万1,000円の減額となったところでございます。

次に、9 ページからを御覧ください。

歳出につきましては、1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費でございますが、補正前の額661万1,000円から補正額99万4,000円を減額いたしまして、561万7,000円とするものでございます。

3 節職員手当等の減は、衛生議員改正に伴う任期の減によるもの、8 節旅費及び13 節使用料及び賃借料の減においては、議会行政視察における執行残でございます。12 節委託料の減は、会議録作成委託の執行残でございます。

次に、2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費でございますが、補正前の額1億1,966万円から補正額833万1,000円を減額し、1億1,132万9,000円とするものでございます。

初めに、2 節給料350万円の減、3 節職員手当等84万円の減、次のページの4 節共済費211万5,000円の減及び11 ページ、18 節負担金、補助及び交付金43万3,000円の減におきましては、職員の中途退職及び育児休業取得による減でございます。

次に、8 節旅費12万8,000円の減におきましては、議会行政視察研修における執行残による減でございます。

次に、12 節委託料123万2,000円の減におきましては、それぞれ執行残によるものでございます。

次に、13 節使用料及び賃借料8万3,000円の減におきましては、財務会計システム関係機器借上料の執行残によるものでございます。

次に、24 節積立金1万円の増におきましては、基金運用利子の増に伴う積立金の増でござ

います。

次に、3款事業費、1項事業費、1目し尿処理費におきまして、補正前の額1億5,378万円から補正額789万6,000円を減額し、1億4,588万4,000円とするものでございます。

初めに、10節需用費300万円の減におきましては、光熱水費の電気料において、国から電力会社への料金支援によりまして当初の見込単価より少なかったためでございます。

次に、12節委託料489万6,000円の減におきましては、脱水汚泥等処理350万円の減、こちらは処理量の減によるものでございます。機器保守23万6,000円、し尿処理施設基礎調査等業務60万、トラックスケール代行検査23万及び事業発生材処分業務33万円の減は、執行残によるものでございます。

以上、歳出におきましても、1,721万1,000円の減になったところでございます。

第5号議案、令和6年度一般会計補正（第2回）について説明を終わらせていただきます。

最後になりますが、第6号議案を御覧ください。

第6号議案 令和7年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計予算について補足説明させていただきます。

予算書の1ページを御覧ください。

令和7年度上尾、桶川、伊奈衛生組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億8,807万5,000円と定めるものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるとするものでございます。

第2条一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3,000万と定めるものでございます。

次に、2ページ、3ページでございますが、第1表歳入歳出予算となっておりますが、詳細につきましては、6ページ以降の事項別明細書により御説明させていただきます。

6ページ、7ページを御覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書、1、総括でございますが、6ページは歳入、7ページは歳出となっております。本年度予算額2億8,807万5,000円、前年度予算額2億8,610万円、比較197万5,000円の増でございます。

続きまして、8ページ、9ページを御覧ください。

歳入でございますが、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目組合市町負担金でございま

す。予算額2億5,570万円で、前年度予算額2億5,610万円、前年度と比較しまして40万円の減でございます。

議長の許可をいただき、第6号議案説明資料を配付させていただきました。令和7年度の各市町の負担割合、負担額は記載のとおりでございます。

次に、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目財産使用料につきましては、前年度と同額でございます。

次に、2項手数料、1目処理手数料につきましては、処理手数料1.8トン当たり50円、処理量を2万3,600トンと見込み、計上いたしました。

次に、3款の財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金は、予算額12万5,000円、前年度比較12万3,000円の増でございます。財政調整基金運用利子の増によるものでございます。

次に、4款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金につきましては、財政調整のため財政調整基金から繰り入れるものでございます。

次に、5款繰越金でございますが、令和6年度決算の繰越金の決算見込みを計上したものでございます。

次に、6款諸収入、1項組合預金利子は、前年度と同額でございます。

2項雑入につきましては、職員駐車場駐車料及びその他雑入は自動販売機の電気料等でございます。

以上が歳入でございます。

次に、10ページ、11ページを御覧ください。

1款議会費、1項議会費、1目議会費でございますが、本年度予算額666万4,000円で、前年度比較で5万3,000円の増額となっております。主な増額は、職員手当等の期末手当の増額でございます。

以上が議会費でございます。

続きまして、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。本年度予算額1億1,697万6,000円でございます。前年度比較268万4,000円の減でございます。

節ごとに主な内容を説明させていただきます。

初めに、1節報酬につきましては、前年度と同額でございます。

次に、2節給料、3節職員手当等、4節共済費につきましては、条例等に基づく人件費でございます。

次に、8節旅費、9節交際費につきましては、前年度と同額でございます。

次に、10節需用費につきましては、前年度比較43万1,000円の減、こちらは消耗品費において法令追録の紙媒体廃止及び小型消火器の購入台数の減によるものでございます。

次に、11節役務費につきましては、前年度比較2万9,000円の増、通信運搬費の切手代の値上げによる増等でございます。

次に、11ページから12ページの12節委託料につきましては、前年度比較30万3,000円の減、給与システム保守、職員採用試験業務及び例規データ更新の減でございます。増額としましては、職員による財務書類作成の支援委託をするものでございます。

次に、13節使用料及び賃借料につきましては、前年度と同額でございます。

次に、17節備品購入費につきましては、7型消火器の購入でございます。

次に、18節負担金、補助及び交付金につきましては、前年度比較780万円の減、市町村総合事務組合負担金、同じく市町村総合事務組合特別負担金の減によるものでございます。

次に、26節公課費につきましては、前年度比較1万9,000円の増、車検台数の増による自動車重量税でございます。

次に、13ページを御覧ください。

2目財政管理費につきましては、財政調整基金の積立てでございます。前年度比較12万7,000円の増、基金運用利子の増によるものでございます。

次に、3目公平委員会費につきましては、前年度と同額でございます。

1目監査委員費につきましても、前年度と同額でございます。

次に、3款事業費、1項事業費、1目し尿処理費でございますが、本年度予算額1億5,825万9,000円でございます。前年度比較447万9,000円の増でございます。

節ごとに主な内容を説明させていただきます。

初めに、10節需用費、消耗品におきましては、前年度比較196万7,000円の増で、主に凝集剤及び薬品等の購入による増でございます。

光熱水費におきましては、前年度比較84万円の減、電気の使用量の減でございます。

修繕費におきましては、前年度比較890万円の増で、令和7年度修繕内容は、ポンプ、ブロワ等整備、経年劣化によるし渣搬入用のコンベア整備及び配電盤機器の交換として、電気設備整備と隔年整備のオゾナイザー整備、定期整備の脱臭設備整備等を計上いたしました。

次に、12節委託料におきましては、前年度比較590万8,000円の減でございます。

減額の主な理由でございますが、脱水汚泥等処理委託において処分量の減、隔年検査のトラ

ックスケール代行検査の減、し尿処理施設基礎調査の減等で、増につきましては、隔年の臭気吸着剤交換、中央監視システムの点検等でございます。その他の委託につきましては、毎年の定期業務でございます。

次に、15節原材料費につきましては、前年度と同額でございます。

次に、17節備品購入費につきましては、汚泥濃度測定器を購入するものでございます。

次に、18節負担金、補助及び交付金は、前年度と同額でございます。

次に、4款公債費、1項公債費、1目利子につきましては、前年度と同額でございます。

最後に、5款予備費につきましても、前年度と同額でございます。

以上、令和7年度の歳出予算の総額は2億8,807万5,000円となり、歳入総額と同額でございます。

以上で、第6号議案、令和7年度一般会計予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（斎藤哲雄議員） 以上で、提出議案に対する当局の説明を終わります。

○議長（斎藤哲雄議員） 暫時休憩いたします。

休憩中、提出議案に対する追加の質疑のある方は、事務局まで通告書を提出願います。

再開予定時刻は10時45分といたします。

(午前10時38分)

○議長（斎藤哲雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

△提出議案に対する質疑

○議長（斎藤哲雄議員） これより提出議案に対する質疑を行います。

ただいま質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

発言は自席で、着座にてお願いいたします。

10番、大沢淳議員。

○10番（大沢 淳議員） 議席番号10番、大沢淳です。

第6号議案、令和7年度一般会計予算から3点質疑いたします。

第1に、全体として物価高騰によってどのような影響を受けているのでしょうか。また、それに対してどのような対応をしているのでしょうか。

第2に、事業費のうち、新規事業と500万円以上の項目について、それぞれ説明を求めるものです。

最後に、第3に、今年度、施設の基礎調査を委託に出しています。その結果を基に来年度の予算執行を通じて、今後の施設整備の方向性をどのように検討していくのでしょうか。

以上3点をよろしく申し上げます。

○議長（斎藤哲雄議員） 10番、大沢淳議員の質疑に対する当局の答弁を求めます。

大野副局長。

○組合副局長（大野 優君） それでは、10番、大沢議員さんの御質問に順次お答えさせていただきます。

1点目の物価高騰の影響と対応についてでございますが、ロシア・ウクライナ情勢をはじめとし、昨今の社会的な情勢変化に伴い、燃料費や人件費及び資材費におけるあらゆる物の価格が年々上昇しております。組合におきましては、このうち消耗品費におきまして、必要なものを必要量だけ買うようにし、できるだけ無駄な在庫を持たないようにするため在庫管理を徹底することや、職員間での情報共有を図り、無駄をなくすように取り組んでおります。

また、日々のし尿処理施設の運転に関しましては、搬入量の比較的少ない時期においては、休日及び祝祭日を絡めた施設のプラント運転停止による電気使用量の削減等、効率的な運転管理による施設の維持管理に努め、電気代や薬品代の削減にも努めているところでございます。

修繕工事や委託業務の実施につきましても、限られた予算内で最大限の事業が行えるように、年度内において時期が遅くなるほど各種の価格上昇の改定が起こる可能性があることや、半導体を含む電子機器等によっては納期の長期化が予想されますことから、当初予算に盛り込んだ業務に関しましては、発注時期をできるだけ早めに行い、事業予算執行額の早めの確定と資材の確保等の取組を継続的に行っております。

次に、2点目の事業費のうち、新規事業と500万円以上の御説明でございますが、令和7年度予算における事業費のうち、新規事業は電気設備整備及び中央監視システム点検委託でございます。

初めに、電気設備整備でございますが、過去の電気設備年次点検結果により、経年劣化等が指摘された機器の交換整備を実施するものでございます。

次に、中央監視システム点検委託でございますが、中央監視システム全体の点検及び経年劣化等不具合が見られるシステム連動機器の部品交換等を実施するものでございます。

その他の事業におきましては、隔年もしくは数年に一度の間隔で実施している定期整備及び

委託業務となり、設備の状況に応じた計画をしておるところでございます。

次に、予算額500万円以上の事業につきまして、概要を説明させていただきます。

初めに、ポンプ、ブロワ等整備でございますが、施設において主要な設備機器である各種ポンプ、ブロワ、破碎機、前処理設備の定期整備を実施するものでございます。

次に、コンベア整備でございますが、し渣搬出用の搬送装置について整備を計画したものでございます。こちらは、今年度実施した汚泥コンベアに続く搬送装置に対する整備事業でございます。

次に、脱水汚泥等処理委託でございますが、し尿・浄化槽汚泥の処理に伴い、組合から搬出される脱水汚泥及びし渣の処理・処分について委託するものでございます。

次に、3点目として、予算執行を通じた今後の施設整備の方向性の検討についてでございますが、現在、組合の事業費の予算執行につきましては、各年度において継続的なし尿処理の安定性を確保するための事業を執行しております。

今年度、組合では、し尿処理施設基礎調査等業務委託を実施しておりまして、この業務での調査により、現在稼働している施設の構造躯体の状況や基幹的整備改良工事を含む施設の延命化または各処理方式での施設更新を行った場合の初期費用や維持費用等の取りまとめを行い、次年度には議員の皆様へ今後の施設の方向性について取りまとめた結果をお示し、今後の方向性について皆様の御理解をいただき、方針決定がされた後には、施設の今後を踏まえた上での整備を実施していく予定でございます。よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（斎藤哲雄議員） ほかに答弁はありますか。

一通り終わりました。

10番、大沢淳議員。

○10番（大沢 淳議員） 3番目の項目について、2点再質疑いたします。

1点は、今年度出している委託結果ですが、これがまずまとまり次第、議会に対して早期に配付していただきたいということです。

もう一つが、最終的に方針が決定される具体的な年次としてはいつ頃を想定しているのか、そこを明確にしていきたいと思っております。

以上2点です。

○議長（斎藤哲雄議員） 10番、大沢淳議員の再質疑に対する当局の答弁を求めます。

大野副局長。

○組合副局長（大野 優君） それでは、再質問にお答えさせていただきます。

初めに、委託結果がまとまり次第議会に配付することでございますが、調査結果の冊子ができますので、まとまり次第配付をさせていただきたいと思っております。

次に、方針決定がされる年次はいつを目標としているのかでございますが、まず、職員内部で検討いたしまして、正副管理者、参与と協議をさせていただきまして、令和7年度内に方針を決定し、議員の皆様にお示しができればと考えております。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（斎藤哲雄議員） ほかに答弁はありますか。

一通り終わりました。

○10番（大沢 淳議員） 以上で私の質疑を終わります。

○議長（斎藤哲雄議員） 以上で、10番、大沢淳議員の質疑を終わります。

次に、6番、海老原直矢議員。

○6番（海老原直矢議員） 議席番号6番、海老原直矢です。

通告に従い、質疑をいたします。

第6号議案、令和7年度一般会計予算について、通告した内容を質疑いたします。

まず、2款1項1目18節各種講習会負担金について、その詳細をお伺いします。

次に、3款1項1目10節修繕費についても、その詳細をお伺いします。

次に、3款1項1目12節委託業務の入札結果及び随意契約予定事業者一覧について、資料と併せてお示しください。お願いいたします。

○議長（斎藤哲雄議員） 6番、海老原直矢議員の質疑に対する当局の答弁を求めます。

滝瀬事務局長。

○組合事務局長（滝瀬利二君） それでは、6番、海老原議員さんの議案質疑につきまして、順次お答えさせていただきます。

1点目の各種講習会負担金の詳細についてでございますが、令和7年度に予定しております講習会につきましては、施設危険物の取扱いについての危険物取扱者保安講習、次に、施設内の安全衛生の点検・維持の講習として職場巡視・安全衛生点検セミナー及び清掃事業安全衛生管理セミナー、次に、施設内のフォークリフト作業のための運転講習として、フォークリフト運転技能講習などを予定しております。

なお、無料の研修としましては、桶川市主催の新規採用職員研修、彩の国人づくり広域連合

会主催の地方自治法・地方公務員法・民法・給与研修・簿記入門と公会計、埼玉県主催のメンタルヘルス研修などを予定してございます。

次に、修繕費についての詳細でございますが、それぞれの概要について説明させていただきます。

令和7年度一般会計予算書の14ページの上段、右端の説明のところを御覧ください。

修繕料、ポンプ、ブロワ等整備から御説明いたします。

ポンプ、ブロワ等整備につきましては、処理において主要な機器である各種ポンプ、ブロワ、破砕機及び前処理設備の定期整備を実施するものでございます。

次に、コンベア整備につきましては、し渣搬出用の搬送装備について整備を実施するものでございます。

次に、オゾンナイザー整備につきましては、施設の高度処理設備におけるオゾン発生装置及び関連する附帯設備について定期整備を実施するものでございます。

次に、電気設備整備につきましては、過去の電気設備年次点検結果により経年劣化等が指摘された機器の交換整備を実施するものでございます。

次に、脱臭設備整備につきましては、中低濃度臭気ファンについて、定期整備を実施するものでございます。

次に、フォークリフト整備につきましては、法令に基づく点検及び消耗・摩耗部品等の交換整備を実施するものでございます。

最後に、その他修繕といたしまして、突発的・緊急的な故障等の対応として200万円を計上させていただきます。

次に、令和6年度の委託業務の入札結果につきましては、議長の許可を得てお配りした資料、令和6年度事業費委託業務入札結果一覧表を御覧ください。

横軸に左から、委託業務名、落札金額、契約金額、契約事業者、入札方法となっております。件数は5件、内容につきましては記載のとおりでございます。

最後に、令和7年度の随意契約予定事業者一覧につきましては、議長の許可を得てお配りした資料の令和7年度事業費委託業務随意契約予定一覧を御覧ください。

横軸に左から、委託業務名、随意契約理由となっております。脱水汚泥等処理委託、槽清掃処分委託及び中央監視システム点検委託につきましては、随意契約理由として、競争入札に適しない契約、施設運転補助業務委託につきましては、特定の施設等からの物品を買入れまたは役務の提供を受ける契約、自動ドア保守委託以下2件の業務につきましては、定められた一

定金額以下の契約によるものでございます。

以上でございます。

○議長（斎藤哲雄議員） ほかに答弁はありませんか。

一通り終わりました。

6番、海老原直矢議員。

○6番（海老原直矢議員） 再質疑をいたします。

1点目に、こちら頂いております資料の中で、競争入札に適しない契約、いわゆる特命随意契約による意向の各委託料について、起案書上その1社のみしか委託する業務ができないとした理由についてお伺いいたします。これは歳出全体の23%、事業費のうちの4割以上が特別随契ということですので、これについてお伺いします。

これについて、令和5年の会議録を見ていると、脱水汚泥等処理委託と槽清掃処分委託については、その際の議案質疑において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第9条2に基づく協議により、処分場を有する自治体で合意したためと答弁してはいますが、様々な条例の参考になっている桶川市の随契のガイドラインですと、国の施策によるものなど複数の団体で類似案件を取り扱っていると想定される場合においては、他の自治体等で競争入札をしているケースはないかを妥当性として確認することになっており、インターネットで調べただけでも、し尿処理施設で中播衛生センターとか、あるいは東海村の衛生センターなど複数の同様のケースで脱水汚泥収集運搬処分業務を入札に付していますので、そのことも踏まえて御答弁をお願いします。

また、これも以前の質疑でも一例として、運搬について一括で特命随契とすることに対して課題を指摘している質問に対して、事前協議の際に運搬の事業者を問われる欄があるので、運搬業者を指定した事前協議を行っていることから、同一の業者としていますという答弁をしていますけれども、桶川市のガイドラインでも、これについても、内容の変更や業務の分離・分割・統合により、競争入札に付する余地はないかということが留意事項で示されておりまして、実際に近隣の蓮田白岡衛生組合でも、運搬業務は指名競争入札としています。同様に、これはあれですけれども、特命随契のもう1点の中央監視システム点検委託も併せて、起案に当たってのこれらの観点から検証等どのように行われて、起案書上の理由となっているのかも含めて御答弁をお願いします。

2点目に、特命随契に対して、上尾市においてはその1社しか委託する業務ができないことを起案書に示した上で、契約の担当課による確認をした上で認められているというふうなこと

で確認させていただいておりますが、本予算の特命随契とする意向の各委託料については、その正当性を担保するため、どのような確認を行ったのかお伺いします。

また、そのガイドライン等があるようでしたら、ホームページ等で確認ができませんでしたので、もしあるようでしたら明示していただくようお願いいたします。お願いします。

○議長（斎藤哲雄議員） 6番、海老原直矢議員の再質疑に対する当局の答弁を求めます。

滝瀬事務局長。

○組合事務局長（滝瀬利二君） それでは、再質疑に対して答弁いたします。

まず、特命随契の理由でございますけれども、こちらにつきましては、主に令和6年度の契約時の随意契約の理由に基づき説明させていただきます。

まず、脱水汚泥処理委託業務の随意契約理由につきましては、現在の施設稼働状況から週3回、1日2回の外部搬出が必要なため、遠方での処理が難しい状況にあり、処分場の立地する町との事前協議において、当該事業者への一般廃棄物の持込みについて承認され、組合からの脱水汚泥搬出について受入可能である県内事業者は当該事業者のみのためでございます。

次に、し渣処理業務委託の随意契約理由につきましては、一般廃棄物処分業の許可を有することや、処分場の立地する町との事前協議において、当該事業者への一般廃棄物の持込みについて承認され、組合からのし渣搬出について受入可能である県内事業者は当該事業者のみのためでございます。

次に、脱水汚泥及びし渣の運搬業務委託につきましては、一般廃棄物処分業の許可に加え、組合の脱水汚泥及びし渣の搬出ヤードに設置可能な条件のコンテナを多数有していることが必須であり、かつ持ち込む処分場の立地する町との事前協議において承認され、組合の脱水汚泥及びし渣の運搬業務において委託可能である県内事業者は当該事業者のみのためでございます。

次に、沈砂運搬、処理及び処分業務につきましては、一般廃棄物処分業の許可に加え、脱水設備で中間処理から自社管理型での最終処分場までを一括管理している企業で、処分場の立地する市と当該事業者への一般廃棄物の持込みについて承認され、組合からの沈砂搬出について受入可能である県内事業者はなく、関東近辺においても当該事業者のみのためでございます。

いずれにつきましても、その性質または目的が競争入札に適しないものであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を行ったものでございます。

続きまして、施設運転補助業務委託につきましては、し尿処理施設専属従業員の勤務条件を改善するため、簡易な作業を臨時的な雇用により補うもので、地方自治法施行令第167条の2

第1項第3号の規定に基づき、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第2項に規定するシルバー人材センター連合からの役務の提供に該当するため、随意契約を予定するものでございます。

また、中央監視システム点検委託につきましては、令和7年度に新規で予算計上された事業であり、これから事業の実施を予定するものでございますが、随意契約をする理由といたしまして、組合し尿処理施設の制御を総合的につかさどる集中監視設備である中央監視システムの点検を行うものであり、製造者独自の基準により設計・製造されたものであり、当該機器等の点検を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要であり、当該システムの著作権その他の排他的権利を有するシステム開発にしかできない改造・改良・保守点検等を実施する必要があるため、本システムの点検が可能である者は、それらの設備を設計・製造した当該事業者1社のみであるため、その性質または目的が競争入札に適しないものであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を予定するものでございます。

次に、特命随意契約の正当性の確認でございますけれども、予算書作成、算出段階において、まず担当者から特命随契の意向を聴取し、執行起案時においては付随の随意契約理由書にて確認し、その理由が法令に準拠しているか、適切であるか、確認しているものでございます。ガイドラインについては、組合にはございません。

以上でございます。

○議長（斎藤哲雄議員） ほかに答弁はありますか。

一通り終わりました。

6番、海老原直矢議員。

○6番（海老原直矢議員） すみません、再々質疑をさせていただきます。

そうすると、以前の令和5年の際の答弁と特命随契とした理由がまた異なっていたので、もう一回、再々で、本当はもうちょっと続けたいんですけども、再々までしかいけないので伺いますけれども、そうすると、唯一性の確認のところのみになると思うんですね。以前だと事前協議の話が出てきたので、そこしか駄目なんだという話ですけども、今のだと県内の事業者しかないからという、県内の事業者はそこしかないからというお話でしたよね。そこについて、今回、この後、一般質問等でも触れさせていただきますが、委託料が高額になるという特段の事情もございますので、本来であれば、そこも踏まえて、その唯一性の確認については、より厳密な形でそこしかできないのか、あるいは、ほかの自治体においても、厳密には

1社しかできない場合であっても、特命随契が好ましくないので入札の形を取って、結果的に1社が落札しているというところも幾らか散見されます。そういったことも踏まえて、特命随契というところについて、改めてこの説明ですね。先ほど1社しかないということでありましたけれども、それについても今回資料等で示されているわけではございませんので、それについてきちんと議会に対して本來說明あるべきだと思います。そこについても改めて、今回起案に当たって、どういった形のプロセスをたどって唯一性の確認を行ったのかお伺いします。

さらに、それと関連してきますけれども、先ほど正当性の担保のところ、先ほどお伺いしたのは何かというと、起案する部署と確認する部署が別であるべきだということの話を今したんです。要するに、契約の担当課と業務の執行課と別のところが確認するから正当性が担保される。別に上尾市の中で1個だから一緒という話じゃなくて、別の課だから正当性が担保されるという意味で、先ほど上尾市であればこういうふうになりますということをお伝えしたんですが、この組合においては、先ほど御説明いただいてもよく分からなかったんですが、別の部署という扱いなのか、あるいは本来であれば少人数ですので専門資格を持っている人なりということに見てもらいなりという形でチェックをして、先ほど唯一性の確認も含めて、きちんと業務を進める部署がチェックの直轄の上司なりが確認すると。業務を円滑に進めるためにそのチェックがざるになるというのは、これは間々あることですので、きちんと第三者的な視点から唯一性の確認が行われた結果こうなっているというふうに理解してよろしいのか、改めてそこについてお伺いします。

○議長（斎藤哲雄議員） 6番、海老原直矢議員の再々質疑に対する当局の答弁を求めます。

滝瀬事務局長。

○組合事務局長（滝瀬利二君） 御存じのとおり、組合は少人数、10人程度でございます。それで、総務担当と、あと業務担当がございます。結局、それで人数的に少ないものですから、係長なりを兼務してやっておりますので、そこら辺は担当するところが起案して、別の、総務担当で起案した場合は業務担当のほうもちゃんとチェックしながら、業務担当が起案したものは総務担当がチェックしながら、そこでやっておりますので、そこら辺のチェックは少ない人数ながらもやっているような状況でございます。

○議長（斎藤哲雄議員） ほかに答弁はありますか。

以上で、6番、海老原直矢議員の質疑を終わります。

次に、7番、近本あんな議員。

○7番（近本あんな議員） 議席番号7番、近本あんなです。

通告に従いまして質問させていただきます。

6号議案に関して、6点質問させていただきます。

1点目、組合市町負担金に関して、予算総額が増額しているのに、各市町の負担金が減っています。財政の健全性は問題ないのか、増額分はどこから賄うのか伺います。

2点目、例規データの更新委託に関しての減額理由を伺います。

3点目、し尿管理費の消耗品費について、増額の理由を伺います。

4点目、燃料費、光熱水費に関しての積算根拠を伺います。

5点目、修繕料に関して、各整備の実施年数、何年に一度整備が入るのか伺います。

最後、6点目に委託料です。脱水汚泥等処分委託に関して、令和6年2月議会で処分委託料が倍になったことを受け、委託料を令和5年以前と同水準にできるよう調査研究するとの答弁がございましたが、研究結果を含む積算根拠について伺います。

以上です。

○議長（斎藤哲雄議員） 7番、近本あんな議員の質疑に対する当局の答弁を求めます。

滝瀬事務局長。

○組合事務局長（滝瀬利二君） 7番、近本議員さんの議案質疑につきまして、順次お答えさせていただきます。

1点目の予算総額が増額しているのに負担金が減っている、財政の健全性は問題ないのか、増額分はどこから賄うかについてでございますが、令和7年度の予算総額は2億8,807万2,000円となっており、前年度予算額2億8,610万円と比較して、197万5,000円の増額となっております。一方で、歳入予算の組合市町負担金でございますが、本年度予算額は2億5,570万円、前年度予算額が2億5,610万円であり、前年度比較で40万円の減額となっております。

構成市町の負担金につきましては、大きな修繕工事等が発生しない場合は、組合構成市町の財政に御負担をかけぬよう、できるだけ前年度と同額程度の負担金額となるよう努めているところでございます。

予算総額の増額分につきましては、歳入の4款繰入金の1目財政調整基金からの繰入金で賄っております。財政調整基金は、年度間の財政不足に備えるため、毎年度積立てをしているものでございます。健全性につきましては、問題ないものと認識しております。令和6年度末の財政調整基金の残高は、1億3,500万円ほどでございます。

次に、2点目の例規データ更新委託の減額理由でございますが、令和6年度におきまして、例規集の紙媒体を撤廃いたしまして、ペーパーレス化・電子化を図ったことにより減額となっ

たものでございます。

次に、3点目のし尿処理費、消耗品費の増額理由でございますが、参考見積書を徴取した上で予算を積算しております。脱水汚泥用と加圧浮上設備用凝集剤を前年度と比較し、購入水量及び単価の値上げを見込み試算し、増額となったものでございます。

薬品等につきましては、液体硫酸バンドや次亜塩素酸ソーダの購入を予定し、数量は前年と同様でございます。単価の値上げを見込み、増額となったものでございます。

次に、その他消耗品でございますが、前年度と同額でございます。

次に、4点目の燃料費、光熱水費の積算根拠でございますが、燃料費のガソリンにつきましては、単価を170円とし、使用量を200リットルと見込んだものでございます。また、光熱水費の電気の積算根拠でございますが、令和5年度年間使用量実績から年間使用量を129万キロワットアワーと見込み、単価につきましては、令和6年度での直近までの平均単価に価格改定を踏まえ、1キロワットアワー当たり28円と見込んだものでございます。いずれにつきましても、単価につきましては、今後、社会情勢による価格改定により変更となることが考えられます。

次に、5点目の修繕料の各整備の実施年数についてでございますが、初めに、ポンプ、ブロワ等整備でございますが、処理において主要な機器であるポンプ・ブロワ等の定期整備を実施するものでございまして、ポンプ類に関しましてはおおむね3年から5年程度、ブロワ・破碎機につきましては毎年実施しておりますが、対象機器によって運転時間や使用条件など異なりますので、整備実施年数は異なります。

次に、コンベア整備でございますが、こちらも使用状況によりまして、おおむね5年程度で整備を実施しております。

次に、オゾナイザー整備でございますが、隔年で定期整備を実施し、運転状況に応じて、経年劣化等により部品交換等の整備を計画し、実施しております。

次に、電気設備整備でございますが、こちらは過去の年次点検結果を受けての不具合箇所の修繕でございます。

次に、脱臭設備整備でございますが、中低濃度の臭気ファンにつきましては毎年、極低濃度用の臭気ファンにつきましては隔年での定期整備を実施しております。

フォークリフト整備につきましては、毎年、法令に基づく点検整備を実施しております。

その他、施設には多数の整備機器がございますが、過去に策定した個別施設計画に基づき、各設備の機器と使用運転状況を踏まえ、特に予備機が存在しない機器につきましては、予防保

全整備を行い、施設の安定稼働を図っているものでございます。

最後に、委託料の脱水汚泥等処分についての積算根拠でございますが、過去の搬出状況等を踏まえ、参考見積書を徴取した上で、脱水汚泥は予定数を年間940トンと見込み、これにそれぞれ積算した単価を掛けた合計額を計上し、し渣につきましても、予定数を40トンとし、それにそれぞれ積算した単価を掛けた合計額を計上し、さらに外部搬出に要する脱水汚泥及びし渣の処理施設への運搬費用の金額を積算した上で加算し、合計額として予算計上したものでございます。

脱水汚泥の搬出先の検討結果でございますが、当組合の施設の構造上、7トンコンテナで週3回、1日2回搬出しており、遠方の事業者への搬出は難しいこと、運搬コスト等を考慮し近年県での処分を想定すると処分業者も限られており、処分先の許容量が既に上限に達しており、断られている状況にあります。また、組合の施設を改造するには、脱水汚泥の搬出を長期間止めることや多額の改造費用がかかることになるため、現在の施設の稼働状況から判断すると難しい状況でございます。

以上でございます。

○議長（斎藤哲雄議員） ほかに答弁はありますか。

一通り終わりました。

7番、近本あんな議員。

○7番（近本あんな議員） 再質問をさせていただきます。

まず、組合市町負担金のところ、標準財政規模ほどの程度で、比較して財政調整基金の割合が何%か教えてください。

例規データ更新委託に関してです。電子化の導入初年度だからこの金額なのか、イニシャルコストなのかランニングなのかを教えてください。

し尿処理費、消耗品費のところですが。凝集剤などの購入が増える理由、例年足りていなかったのか、使用場所などが増えたのか、値上げはどの程度で試算したのか、根拠も含めてお聞かせください。

修繕料の部分です。ポンプが3から5年での整備とのことですが、前回予算にも今回予算にも記載がございます。そして、今年は210万の増額になっているかと思えます。理由を伺います。

また、おおむね5年で整備をするというコンベアも、前回も今回も予算に計上されておりますので、理由を伺います。

最後、脱水汚泥等処分委託に関する再質問です。令和4年、5年と比べて、6年度予算は

3,000万増額していることに対して調査研究すると答弁していらっしやったかと思います。7年度予算も6年度予算と同水準で推移しておりますが、今回の予算の提案の過程において、以前の水準と同規模に予算を抑えるために、交渉を行った事業者及び交渉が不調に終わった理由を伺います。よろしくをお願いします。

○議長（斎藤哲雄議員） 7番、近本あんな議員の再質疑に対する当局の答弁を求めます。

滝瀬事務局長。

○組合事務局長（滝瀬利二君） それでは、再質問にお答えいたします。

標準財政規模はどの程度か、比較してという割合は何%かについてでございますが、標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額をいいますことから、特別地方公共団体でございます衛生組合におきましては、税収等はなく、主たる財源は構成市町の負担金でございますので、標準財政規模はございません。

組合においては、財政調整基金の現在高は1億3,000万円ほどでございますが、施設整備におきましては高額な機器もございまして、経年的や突発的な故障・修繕に備えさせていただくとともに、構成市町の負担になりませんよう負担金の平準化に努め、財政調整基金を積み立てているものでございます。

次に、例規データ更新委託につきまして、電子化の初年度だからこの金額なのかという、イニシャルコストなのかランニングコストなのかでございますけれども、こちらは、令和6年度に5年の長期継続契約を締結いたしまして、イニシャルコスト及びランニングコストを5年で平準化しているものでございます。

それと、凝集剤などの購入が増えている理由と、あと値上げはどの程度で試算したか、あと根拠も含めてということでございますけれども、こちらにつきましては、業者より参考見積書を徴取し、凝集剤につきましては、15キログラムでの袋入りでの納入となるため、前年度の在庫見込みを考慮し、薬品の種類によって、令和6年度実績ベースで4%から5%の価格上昇を見込んだ上で試算いたしました。在庫管理について徹底したことにより、無駄な在庫を持たないために今やっている状況でございます。

それと、修繕料のポンプの整備でございますけれども、前回の予算にも今回の予算にも記載があること、今回、増額になった理由でございますけれども、ポンプは3年から5年で整備とのことだが、施設にはそれぞれ用途が異なるポンプ類が大小設置してございます。これらのポンプ類を運転時間や使用条件等を考慮し定期的に修繕しており、施設の安定稼働を図っている

ものでございます。また、7年度予算では、昨年度は実施しなかった前処理機の整備を計画しておりますので、これらの追加整備が増額予算となった主な理由でございます。

それと、令和6年度予算において脱水汚泥コンベアの修繕を実施し、令和7年度予算においてもし渣コンベアの整備を計画しているものでございまして、このように予算内での修繕件名は同じとなっておりますけれども、令和7年度予算につきましては、整備対象機器が異なっておりますので御理解をいただきたいと存じます。

それと、脱水汚泥の処理委託について、以前の水準と同規模に予算に抑えるために、交渉を行った事業者及び交渉が不調に終わった理由でございますけれども、本県近隣県において同種の汚泥処理を行っている事業者は、現在確認している範囲では、栃木、茨城、千葉、長野各県に各1社ございます。これらの事業者との交渉が不調に終わった理由でございますけれども、最大の理由といたしましては、処理先の受入れの許容量が受入れが難しいこと、それと、組合の現状の汚泥脱水機の運転状況を考慮し、遠方への1日1回での搬入は難しいと組合のほうで判断したためでございます。

以上でございます。

○議長（斎藤哲雄議員） ほかに答弁はありますか。

一通り終わりました。

7番、近本あんな議員。

○7番（近本あんな議員） 再々質問をさせていただきます。

まず、1点、財政調整基金の件なんですけれども、今回の予算がこのまま通った場合には、財政調整基金の残高が1億3,500万円になると御答弁をいただきました。財政調整基金への繰入額も令和4年から徐々に減らしているというのが、昨年8月の議会でも出してもらった資料で見受けられるんですが、財政調整基金は幾らにすることを目指しているのか、また、その根拠に関して教えてください。

2点目に脱水汚泥等処分委託に関してです。すみません、運転の中で1回は難しいというところがあったので、搬出が、1日1回が難しいというのは現時点でどんなことを検討されたのかというのが、まず1点伺いたいのと、あと運搬料や施設の改造等に多額のコストがかかるというふうな御答弁もありましたが、それぞれの費用についてどの程度と積算しているのか、また、その根拠についても教えてください。

以上です。

○議長（斎藤哲雄議員） 7番、近本あんな議員の再々質疑に対する当局の答弁を求めます。

滝瀬事務局長。

○組合事務局長（滝瀬利二君） 財政調整基金の金額でございますけれども、やはり1億程度は必要かなというふうには思っております。それで、先ほども答弁しましたけれども、施設整備におきまして高額な機器がございますので、それが壊れた場合とかというような備えということも考えて、1億円程度は必要なのかというふうに組合としては認識しているところでございます。

それと、遠方への搬出、1日1回では難しいということでございますけれども、焼却施設のほうを停止して、搬出するための場所を改良しております、一度。それで、何とか焼却せずに休止してやっているわけですが、一度は改良工事をしております。

それと、今後改良工事などをする場合という見積りというか、多額になるという費用については、積算等というのは特にはしておりません。また、今後、そちら稼働している施設につきましては、30年以上経過してございますので、今後大規模な修繕等を考えると、できるだけ修繕等をしないような形で今のところは考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（斎藤哲雄議員） ほかに答弁はありますか。

以上で、7番、近本あんな議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（斎藤哲雄議員） 質疑はないものと認め、提出議案に対する質疑を終結いたします。

○議長（斎藤哲雄議員） 暫時休憩いたします。

一般質問の通告がありますので、再開後、衛生組合の事務に対する一般質問を行います。

再開予定時刻は、11時45分といたします。

（午前11時35分）

○議長（斎藤哲雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時47分）

△衛生組合事務に対する一般質問

○議長（斎藤哲雄議員） これより日程に従い、衛生組合の事務に対する一般質問を行います。

1人につき質問時間は答弁を含めて30分、質問回数は3回までとなっております。また、発言は登壇にてお願いをいたします。

6番、海老原直矢議員。

〔6番 海老原直矢議員 登壇〕

○6番（海老原直矢議員） 議席番号6番、海老原直矢です。

通告に従い、一般質問をいたします。

先ほど来取り上げております脱水汚泥等処理委託料について、改めてお伺いいたします。

まず、令和5年度から令和6年度における委託先の変更により、大幅に委託料が増加していることについての課題認識について、先ほどの質疑であらあら理由について御説明ありましたので、かぶっている部分は結構ですので、まだお答えいただけていない部分について、課題と捉えているかどうかと併せてお伺いさせていただきます。

また、今後の見通しや、現在随意契約を予定している事業者以外の事業者への委託の可能性についての見解、現在の事業者との減額に向けた交渉の実施有無についてお答えください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（斎藤哲雄議員） 6番、海老原直矢議員の一般質問に対する当局の答弁を求めます。

滝瀬事務局長。

〔組合事務局長 滝瀬利二君 登壇〕

○組合事務局長（滝瀬利二君） それでは、6番、海老原議員さんの御質問に順次お答え申し上げます。

大幅に委託料が増加していることについての課題認識でございますが、脱水汚泥は、平成29年度の組合焼却設備の休止以降、令和5年度まで埼玉県が民間リサイクル施設を誘致した寄居町の彩の国資源循環工場内に立地する事業者2社に肥料原料として搬出しておりましたが、このうちの1社が令和5年度末で設備の不具合を理由に脱水汚泥の肥料化事業を一時休止したことから、新たな事業者への処理委託が必要となったところでございます。令和6年度につきましては、資源循環工場内にある他の資源化施設を有する事業者と契約し、処理を実施しておるところでございます。

議員のおっしゃるとおり、令和5年度と令和6年度の脱水汚泥等処理委託の予算比較では2,730万9,000円の増額となっております。予算増額の主な要因といたしましては、先ほどの脱水汚泥の搬入先が変更となったことによる処理単価の上昇によるものでございます。従来の事業者では、脱水汚泥を乾燥処理後に肥料減量化していたものが、新たに契約した事業者は、

処理方式が高温でのガス化溶解処理となったことによる燃料費等のコスト増加によるものと考えております。

当組合の汚泥処理委託につきましては、以前から搬出先が限られ、処分先の確保、処理単価の上昇など、組合運営における課題と常に認識しており、施設での効率的な脱水汚泥機の運転や適正な薬品添加量等の調整により、発生する脱水汚泥の低含水率化に努め、組合から搬出される脱水汚泥の総量を極力減らすように、職員が日々努力しているところでございます。

次に、今後の見通しでございますが、現在のところ、休止した事業者の再開の動向、他の事業者がないか引き続き情報収集をしておりますが、新たな事業者がないと、なかなか難しい状況でございます。令和7年度につきましても、令和6年度と同様の事業者に委託する予定でございます。

次に、他の事業者への委託の可能性でございますが、現在、脱水汚泥の処理を行う事業者につきましては、埼玉県内においては組合が契約している事業者以外には見いだせない状況でございます。ほかに脱水汚泥の処理を行える事業者は、現在認識している限りでは、他県で数社ございますけれども、遠方であることや、現在の当組合でのし尿及び浄化槽汚泥の搬入状況においては、効率的な脱水汚泥機の運転を行う観点からですと、1日1回での脱水汚泥の搬出は難しく、遠方に搬出することに伴う昨今の燃料費の高騰による運搬コストの上昇も考えられます。今後につきましても、新たな処理事業者の情報収集やコスト比較等を継続的に行い、他の事業者への委託の可能性について検討してまいります。

次に、現在の事業者との交渉実施の有無でございますけれども、現在、2事業者と処理委託の契約を結んでおり、毎年必ず処理量、処理単価を交渉しております。処分量につきましては、処理単価の低い委託業者と初めに交渉し、可能な限りの量の処理をお願いしております。価格におきましても交渉はしておりますが、昨今の社会情勢からの人件費、燃料費の増加によりまして、単価は上昇傾向であると考えております。今後も、引き続き交渉は続けてまいります。

以上でございます。

○議長（斎藤哲雄議員） ほかに答弁はありますか。

一通り終わりました。

6番、海老原直矢議員。

〔6番 海老原直矢議員 登壇〕

○6番（海老原直矢議員） 再度質問いたします。

今の御答弁ですと、むしろ単価は上昇傾向ということですので、今後さらに単価が上がって

いくということがある中で、まず、さきの議案質疑の中で納得いく形で御答弁いただけませんでしたので、運搬料や施設の改良等のコスト、それがコスト的に見合わないという趣旨の答弁だと思いますけれども、そちらがなぜそういうことになっているのか、改めてお伺いします。

今の状態ですと、毎年3,000万近く追加で垂れ流しているような状態ですので、例えば、素人考えですけれども、1日2回の搬出量を2台にして搬出するなり、あるいは、施設を小規模に改良するなりということも考えられると思いますけれども、そういった部分について実際のコストについて、先ほど積算しないということもあったので、積算していないという御答弁しかいただけないのかもしれませんが、改めてそういったことについて検討を行っているかどうかお伺いします。

さらに、もともと委託していた事業者が業務を休止した際に、休止の伝達がまずあり、業者の再選定が検討され、各事業者との交渉の開始というスケジュールがあったと思いますが、それについてお伺いします。これについて、また遅滞なく行われたと考えているのか、その根拠も併せてお伺いします。

また、1社と1組合で恐らく契約したわけじゃないと思いますので、ほかにも同様のケースに陥った団体があったんだと推察しますけれども、まずあったのかどうかもそうですし、もしあったのであれば、他の組合等についても同様の増額幅となったと理解してよろしいのかお伺いします。

さらに、特命随契の先ほど部分、質疑でお伺いしたところですが、まずもって令和5年、6年と――すみません、あともう一つは、先ほどの事業者が事業を休止したということなんですけれども、もし再開した場合には優先的に利用できるのかについても、そういう交渉を行っているのかについてもお伺いします。

また、特命随契の正当性については、まずもって先ほど令和5年と6年、7年で理由が違うことそのものが、納得があまりいくものではないんですけれども、構成市町の基準にのっとって、より透明性のある運用をすべきと考えますが、いかがでしょうか、お伺いします。

○議長（斎藤哲雄議員） 6番、海老原直矢議員の再質問に対する当局の答弁を求めます。

滝瀬事務局長。

〔組合事務局長 滝瀬利二君 登壇〕

○組合事務局長（滝瀬利二君） それでは、再質問にお答えいたします。

実際のコストの見込みとか根拠でございますけれども、現在、運搬料として4万4,000円が運搬料でございます、そのコストが2万7,500円程度増となるようなことがございます、運

搬料については、施設の整備においては、平成28年度に焼却設備の一部を搬出用に改造しました。工事におきましては、臭気漏れのないような屋内での排出として、脱水汚泥排出は焼却灰排出用空間を利用しました。し渣排出は、焼却炉の空きスペースにてコンテナが入るように改造工事をしました。現状、アームロール式の7トンコンテナで週3回、1日2回搬出しております。先ほど1回の搬出でということも考えられますけれども、減らす場合には大きなコンテナが収容できるような施設に改造した場合、焼却炉の撤去や焼却炉の監視室、制御盤の改修や脱水汚泥排出室の壁の撤去等といった大がかりな改修工事となること、その工事期間に汚泥処理ができず、搬入停止も考えられ、市民生活に影響を及ぼすおそれがあるため、コスト的に見合わない判断しているところでございます。

それと、もともと委託した業者の再開した場合ということですが、毎年そういうようなお話をさせていただいておりますので、優先的には、また再開されればやっていただけるものと認識しております。

それと、あとは特命随契でございますけれども……

〔「スケジュール」と言う人あり〕

○組合事務局長（滝瀬利二君） スケジュールの話ですね。スケジュールにつきましては、業者から連絡来たのは令和5年6月に休止の連絡来まして、業者の再選定につきましては、令和5年6月からプラントメーカー等に情報収集しましたが、なかなか情報を得ることができませんでした。交渉においても、休止した処理業者は、汚泥処理において県内外の最有力の事業者でありましたので、一斉にほかの事業者に流れてしまい、他の事業者の処理能力に達してしまっている状況がございました。同時に、処分先の確保から、現在処理をお願いしているオリックス資源循環株式会社においても、価格交渉をしながら次年度予定の回答を促され、他の事業者を見つけることができずに、現在に至っているところでございます。他の事業体におきましても、当組合と搬入量も違いますので、一概には増額になっていると言えないんですけれども、恐らく増額になっていると当組合としては認識しております。

それと、特命随契でございますけれども、2市1町で構成されておりますので、そこら辺については、もう一度、要は見直しじゃないですけども、そこら辺が適正であるかというのを、確認を取りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（斎藤哲雄議員） ほかに答弁はありますか。

一通り終わりました。

6番、海老原直矢議員。

[6番 海老原直矢議員 登壇]

○6番（海老原直矢議員） 改めてお伺いします。

先ほど御答弁の中で、全体の運搬料が4万4,000円から2万7,000円がという話がよく分らなかったもので、全体の今の運搬の委託料が幾らで、幾らとなる見込みであるのかというところをお伺いさせていただきます。

これについては事務局長のほうにお伺いしますが、あと、管理者にお伺いさせていただきたいんですけども、今回、令和6年度に引き続き委託料が高額となっていること、令和6年度に引き続いて令和7年度も委託料が高額になっていることについて、先ほど最有力の場所であったために、情報収集したときには、もう既に一斉に流れてしまって空いているところがなかったって、要するに、だからうちが出たときにはもう遅かったということなんだと思うんですよ。そういったことも踏まえて、組合事務局として、より負担を抑えた形での委託先を迅速に再選定する取組が不足していたのではないかと、あるいは情報収集等が不足していたのではないかと、このように思うんですけども、それによって各自治体の負担金にも跳ね返ってきますし、ひいては市民の負担にもつながっているのかと思います。それについて、委託料が高い数字で推移してしまっていることについて適切である、ここまでのプロセスが適切であったというふうに考えるかお伺いします。

また、特命随契について、これ、特命随契、何でガイドラインで規制するかといたら、言うまでもありませんが、1社しかないから、そこしかないから仕方ないってやっていると、汚職の温床になるからですね。なので、こういったものについては、そもそも論としてきちんとガイドラインを整備するなり、もう少し透明性のある形で、先ほどお伺いしていると、同じ課というか、同じ部署の中で見せ合ってチェックしているから大丈夫ですって、それ、多分納得した議員、ここにあまりいないんだと思うんですけども、そういった意味では、ここまで、今、予算でも提案されていますので、これについても、今の提案のプロセスも含めて適切であるかと考えるか、この2点については管理者にお伺いします。

以上です。

○議長（斎藤哲雄議員） 6番、海老原直矢議員の再々質問に対する当局の答弁を求めます。

○議長（斎藤哲雄議員） 暫時休憩いたします。

一般質問の残り時間は12分43秒から再開いたします。

(午後 零時05分)

○議長（斎藤哲雄議員） 本会議を再開し、6番、海老原直矢議員の一般質問を続行いたします。

(午後 零時07分)

○議長（斎藤哲雄議員） 小野管理者。

〔管理者 小野克典君 登壇〕

○管理者（小野克典君） 海老原議員の再々質問にお答えします。

随意契約に関しての考え方ということで、これまでの契約について適正かどうかという、そういう御質問だったと思いますけれども、先ほど来事務局長が御答弁しているように、この処理委託に関しては、極めて限られた業者しかいないわけです。県内にも受け入れられる業者が、その本当に1社しかないということで、それ以外県外ということで、運搬コストその他もろもろ考えますと、今のところで搬出するという随契については、妥当性はあるというふうに認識しております。

しかしながら、いろいろ御質問もございますように、今後、他の団体の入札等、契約の在り方については、また引き続き検討しながら、ただ、これまでの価格交渉等もやっておりますし、毎年必ずですね。また、そういったところ、これまでのプロセスについては公平公正にきちんと行っているというふうに認識しているところでございます。

また、そのチェック、ただ、先ほども局長が申し上げたように、極めて限られた人員での、少数での部署でございますので、兼務もしておりますので、そういった中で、できる限り職員も効率よく、限られた財源の中で、しっかりとその辺は、先ほど言ったように価格交渉も含めて、ほかにどこか搬出先がないかとかも含めて、できる限りの手は尽くしているというふうに私どもは認識しておりますので、そういったことから、今後も、でもできる限り、御指摘等もございましたようなところも含めて、さらに効率よく節減できるところは節減していきたいというふうに考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（斎藤哲雄議員） 滝瀬事務局長。

〔組合事務局長 滝瀬利二君 登壇〕

○組合事務局長（滝瀬利二君） 質問にお答えいたします。

先ほど私の説明不足で申し訳ございませんでした。現在ですと運搬料が1回4万4,000円で、

それが204回ほどになっておりますので、現在ですと、運搬料、年間で897万ほどになります。それが、遠方、他県に行くことになると、この単価のほうが2万7,500円増となりますので7万1,500円、単純に同じように204回を掛けますと1,458万円程度になりますので、560万ほど運搬費が、県外にやった場合は増えるような積算をしております。県外にやった場合の運搬費です、これは。というような試算をしております。ですので、今後も、管理者が答弁したように、各方面からいろんな情報収集しながら、搬出先のほうのできるだけ安価な、安い単価でできるようなところの事業者を見つけながら進めていきたいと思っております。

また、特命随契につきましても、上尾市、桶川市、伊奈町やっております、そこら辺について再度確認させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（斎藤哲雄議員） ほかに答弁はありますか。

以上で、6番、海老原直矢議員の一般質問を終わります。

○議長（斎藤哲雄議員） 暫時休憩いたします。

自席での休憩をお願いいたします。

休憩中、提出議案に対する討論のある方は、事務局まで通告書を提出願います。

(午後 零時 11分)

○議長（斎藤哲雄議員） 休憩前に引き続き会議を行います。

(午後 零時 14分)

△討 論

○議長（斎藤哲雄議員） これより討論を行います。

ただいま討論の通告がありますので、発言を許します。

討論は登壇にてお願いいたします。

6番、海老原直矢議員。

[6番 海老原直矢議員 登壇]

○6番（海老原直矢議員） 議席番号6番、海老原直矢です。

第6号議案、令和7年度の一般会計予算について、この後、附帯決議案を提出させていただくことを最初にお伝えした上で、賛成討論させていただきます。

本予算については、事業費のうち、し尿処理費における各委託料について、審査の過程で指摘させていただきました。まずもって、特命随意契約としている各委託料については、構成自治体の随意契約ガイドラインに沿い、本当に特命随契が適切なのか、より精緻な検証を行ってから提案を行うべきであったと考えます。これは構成する市町の負担金を少しでも下げることのみならず、各自治体でガイドラインを作成している理由でもございますが、万が一にも汚職の温床となることのないよう、適切な運用が必要だからです。

さらに、脱水汚泥等処理委託料については、過去の水準と比較して大幅に高額な状態で推移していることについて、減額のための取組が十分であることは言い難いと考えます。これについては、そもそもの委託料の原資は、市民、町民からお預かりしたものであるということ強く心に刻み、全力を傾けて新たな委託先を探すなどの努力を行うことを求めます。

以上、課題を指摘してまいりましたが、断腸の思いながら、本予算が成立しなかった場合には、市民、町民に大きな影響があるものであり、直ちに反対することは適切ではないという考えから賛成はいたします。しかしながら、この後、附帯決議案として、これまで指摘した内容について取組を求める案を提出させていただくことをお伝えさせていただき、討論といたします。

○議長（斎藤哲雄議員） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（斎藤哲雄議員） 討論はないと認め、討論を終結いたします。

△採 決

○議長（斎藤哲雄議員） これより採決を行います。

初めに、第1号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（斎藤哲雄議員） 起立全員であります。

よって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第2号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合管理者及び副管理者の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

〔起立多数〕

○議長（斎藤哲雄議員） 起立多数であります。

よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第3号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方は御起立願います。

〔起立全員〕

○議長（斎藤哲雄議員） 起立全員であります。

よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第4号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（斎藤哲雄議員） 起立全員であります。

よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第5号議案 令和6年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第2回）について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（斎藤哲雄議員） 起立全員であります。

よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第6号議案 令和7年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（斎藤哲雄議員） 起立全員であります。

よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

△動議の提出

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（斎藤哲雄議員） 6番、海老原直矢議員。

○6番（海老原直矢議員） 第6号議案 令和7年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計予算に対して、附帯決議案を提出いたします。

○議長（斎藤哲雄議員） ただいま、6番、海老原直矢議員から附帯決議案が提出されました。附帯決議案を配付するため、暫時休憩します。

(午後 零時 20分)

○議長（斎藤哲雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 零時 30分)

△日程の追加

○議長（斎藤哲雄議員） ただいま6番、海老原直矢議員から提出されました第6号議案に対する附帯決議案は、お手元に配付しておきましたので、御了承願います。

お諮りいたします。

この際、第6号議案に対する附帯決議案を日程に追加し、議題としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（斎藤哲雄議員） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいまの附帯決議案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

△附帯決議

○議長（斎藤哲雄議員） これより第6号議案に対する附帯決議案を議題とします。

この際、提出者の説明を求めます。

6番、海老原直矢議員。

〔6番 海老原直矢議員 登壇〕

○6番（海老原直矢議員） 附帯決議案については、案文の朗読をもって提案説明とさせていただきます。

第6号議案 令和7年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計予算に対する附帯決議。

令和7年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計予算のうち、第1条歳出、第3款事業費、第1項事業費、第1目し尿処理費については、下記の事項に留意して進めること。

記。

1、脱水汚泥等処理委託料については、委託料が令和5年度以前の水準と比較して高額となっている現状に鑑み、委託料の削減に向けた十分な検討及び交渉等を実施した上で委託を行うこと。

2、審査において特命随意契約の意向が示された各委託料については、構成自治体の基準に

基づいてその正当性を担保されたもののみを特命随意契約とすること。

3、管理者は、議会との信頼関係を重んじ、この決議を最大限尊重するとともに、当決議に関する対応等を遅滞なく議会に報告すること。

以上、決議する。

以上で説明を終わります。

○議長（斎藤哲雄議員） 暫時休憩いたします。

自席での休憩をお願いします。

休憩中、質疑のある方は事務局まで通告書を提出願います。

（午後 零時 33分）

○議長（斎藤哲雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 零時 34分）

○議長（斎藤哲雄議員） これより討論を行います。

ただいま質疑の通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（斎藤哲雄議員） 討論はないものと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

第6号議案に対して、お手元に配付した附帯決議を付すことに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（斎藤哲雄議員） 起立多数です。

したがって、第6号議案に附帯決議を付すことに決しました。

△委員会提出議案の報告及び上程

○議長（斎藤哲雄議員） 次に、議会運営委員会から議案1件の提出がありましたので、御報告します。

なお、議案はお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

△提出議案の説明

○議長（斎藤哲雄議員） 次に、議会運営委員会から提出されました委第1号議案について議題とします。

提出者から提出議案に対する説明を求めます。

11番、仲又清美議員。

〔11番 仲又清美議員 登壇〕

○11番（仲又清美議員） 皆様、大変お疲れさまでございます。

委第1号議案について、議会運営委員長の仲又よりご提案申し上げます。

それでは、委第1号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その概要を説明させていただきます。

皆様のお手元に議案書が配付されております。提案理由といたしましては、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

今回、法律施行に伴い条例の一部を改正するもので、懲役の字句を拘禁刑に改めるものでございます。

次に、附則でございますが、この条例の施行期日は令和7年6月1日から施行するものです。

次に、施行前の行為の処罰は従前の例によるものとするものでございます。

以上、議案の説明とさせていただきますが、議員の皆様のお賛同を賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（斎藤哲雄議員） 以上で議案の説明を終わります。

○議長（斎藤哲雄議員） 暫時休憩いたします。

自席での休憩をお願いいたします。

休憩中、提出議案に対する質疑のある方は事務局まで通告書を提出願います。

（午後 零時37分）

○議長（斎藤哲雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 零時38分）

△提出議案に対する質疑

○議長（斎藤哲雄議員） ただいま質疑の通告はありませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（斎藤哲雄議員） 質疑はないものと認め、提出議案に対する質疑を終結いたします。

○議長（斎藤哲雄議員） 暫時休憩いたします。

自席での休憩を願います。

休憩中、提出議案に対する討論のある方は事務局まで通告書を提出願います。

（午後 零時 39分）

○議長（斎藤哲雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 零時 39分）

△討 論

○議長（斎藤哲雄議員） これより討論を行います。

ただいま討論の通告はありませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（斎藤哲雄議員） 討論はないものと認め、討論を終結いたします。

△採 決

○議長（斎藤哲雄議員） これより採決を行います。

初めに、委第1号議案 上尾、桶川、伊奈衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（斎藤哲雄議員） 起立全員であります。

よって、委第1号議案は原案のとおり可決されました。

△閉会中の継続審査

○議長（斎藤哲雄議員） 次に、議会運営委員長から、所管事務調査事項について特定事件としたい旨の申出がありましたので、議会運営委員会所管事務調査をお手元に配付してあります。

この際、特定事件を議題とします。

お諮りします。

特定事件については、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査として付託した

いと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（斎藤哲雄議員） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

△管理者の挨拶

○議長（斎藤哲雄議員） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

この際、挨拶のため、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

小野管理者。

〔管理者 小野克典君 登壇〕

○管理者（小野克典君） それでは、令和7年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会2月定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本定例会におきましては、令和7年度の当初予算をはじめとした各議案につきまして、議員の皆様におかれましては熱心に御審議を賜り、いずれも原案どおり御議決をいただきましたこと、心より感謝申し上げます。

立春も過ぎましたが、まだまだ厳しい寒さが続いております。各市町の3月議会を間近に控え、議員の皆様におかれましては、くれぐれも健康に御留意いただきまして、御健勝にて御活躍されますことを心からお祈り申し上げ、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

△閉会の宣告

○議長（斎藤哲雄議員） 以上をもちまして、令和7年上尾、桶川、伊奈衛生組合議会2月定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでございました。ありがとうございました。

午後 零時43分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 齋 藤 哲 雄

議 員 原 田 嘉 明

議 員 仲 又 清 美

参 考 资 料

議案審議結果一覧表

管理者提出のもの（6件）

議番	案号	件名	提出年月日	議決年月日	結果
1		刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	7 2. 1 4	7 2. 1 4	原案可決
2		上尾、桶川、伊奈衛生組合管理者及び副管理者の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	7 2. 1 4	7 2. 1 4	原案可決
3		上尾、桶川、伊奈衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	7 2. 1 4	7 2. 1 4	原案可決
4		上尾、桶川、伊奈衛生組合監査委員に関する条例の一部を改正する条例	7 2. 1 4	7 2. 1 4	原案可決
5		令和6年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計補正予算（第2回）	7 2. 1 4	7 2. 1 4	原案可決
6		令和7年度上尾、桶川、伊奈衛生組合一般会計予算	7 2. 1 4	7 2. 1 4	原案可決

委員会提出のもの（1件）

議番	案号	件名	提出年月日	議決年月日	結果
1		上尾、桶川、伊奈衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例	7 2. 1 4	7 2. 1 4	原案可決